

第2章 健康で安全、快適な生活環境の保全をはかる

1 大気環境の向上をはかる

(1) 大気汚染の監視・規制指導の実施

大気環境の状況を把握し大気汚染を防止するため、二酸化窒素(NO₂)や浮遊粒子状物質(SPM)などの大気汚染物質について常時監視や規制指導を実施します。

ア 大気汚染の常時監視

大気汚染防止法に基づき、市内 18 か所の測定局（一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）11 か所、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）7 か所）において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質等 14 項目を 24 時間測定しています。令和 5 年度の測定結果の概要は以下のとおりです。

(ア) 二酸化硫黄

主として石油などの化石燃料の燃焼に伴い発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局 4 局、自排局 1 局の計 5 局で測定し、欠測となった 1 局を除き、全 4 局で環境基準を達成しました。

(イ) 二酸化窒素

物の燃焼に伴って発生するもので、その発生源としては、工場などの固定発生源と自動車などの移動発生源がありますが、その発生量は移動発生源のウェイトが高くなっています。

市内では一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

(ウ) 一酸化炭素

燃料等の不完全燃焼により発生するもので、主な発生源は自動車です。

市内では一般局 1 局、自排局 1 局の計 2 局で測定し、全測定局で環境基準を達成しました。

(エ) 浮遊粒子状物質

大気中に浮遊する粒径 10 μ m以下の粒子状物質で、その発生源は、工場・事業場、自動車など人間の活動によるもののほか、自然現象によるもの、大気中で二次的に生成するものなど多種多様です。

市内では一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）を達成しました。

また、環境目標値（快適な生活環境の確保に係る目標値）は、一般局 9 局、自排局 5 局で達成しました。

(オ) 光化学オキシダント

窒素酸化物や炭化水素の光化学反応によって二次生成される、光化学スモッグの原因となる物質です。

市内では一般局 11 局、自排局 3 局の計 14 局で測定し、環境基準・環境目標値を達成した局はありませんでした。

(カ) 微小粒子状物質

大気中に浮遊する粒径 2.5 μm 以下の粒子状物質で、ボイラーや自動車などの燃料の燃焼、空気中のガスの化学反応が原因でできたものや土など自然由来のものなどがあります。

市内では、一般局 11 局、自排局 7 局の計 18 局で測定し、全測定局で環境基準・環境目標値を達成しました。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その 1）

項目名 測定局名	二酸化硫黄 (SO ₂)			二酸化窒素 (NO ₂)		
	日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日以上 連続超過の 有無	環境基準 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)	日平均値の 98%値 (ppm)	環境基準 (0.06ppm以下) 達成状況 (適○否×)	環境目標値 (0.04ppm以下) 達成状況 (適○否×)
国設名古屋大気環境測定所	(0.002)	(無)	—	0.023	○	○
城北つばさ高校	0.001	無	○	0.025	○	○
名楽町	—	—	—	0.025	○	○
滝川小学校	—	—	—	0.025	○	○
八幡中学校	0.002	無	○	0.026	○	○
富田支所	—	—	—	0.023	○	○
惟信高校	—	—	—	0.025	○	○
白水小学校	0.003	無	○	0.030	○	○
守山保健センター	—	—	—	0.023	○	○
大高北小学校	—	—	—	0.027	○	○
天白保健センター	—	—	—	0.024	○	○
達成局数（一般局）	—	—	3/3	—	11/11	11/11
自動車排出ガス測定局						
上下水道局北営業所	—	—	—	0.028	○	○
名塚中学校	—	—	—	0.024	○	○
若宮大通公園	0.003	無	○	0.029	○	○
熱田神宮公園	—	—	—	0.028	○	○
港陽	—	—	—	0.028	○	○
千竈	—	—	—	0.028	○	○
元塩公園	—	—	—	0.037	○	○
達成局数（自排局）	—	—	1/1	—	7/7	7/7
達成局数（市内）	—	—	4/4	—	18/18	18/18

注1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。

注2 環境基準、環境目標値の（）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

注3 「国設名古屋大気環境測定所」は、二酸化硫黄について測定時間が6,000時間に達していないため、測定局数から除外した。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その2）

項目名 測定局名		一酸化炭素（CO）			浮遊粒子状物質（SPM）				
		日平均値の 2%除外値 (ppm)	2日以上 連続超過 の有無	環境基準 (10ppm以下) 達成状況 (適○否×)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	2日以上 連続超過 の有無	環境基準 環境目標値 (0.10mg/m ³ 以下) 達成状況 (適○否×)	年平均値 (mg/m ³)	環境目標値 (0.015mg/m ³ 以下) 達成状況 (適○否×)
一般 環境 大気 測定 局	国設名古屋大気環境測定所	0.4	無	○	0.025	無	○	0.011	○
	城北つばさ高校	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	名 楽 町	—	—	—	0.036	無	○	0.015	○
	滝川小学校	—	—	—	0.033	無	○	0.014	○
	八幡中学校	—	—	—	0.035	無	○	0.015	○
	富田支所	—	—	—	0.036	無	○	0.014	○
	惟信高校	—	—	—	0.034	無	○	0.013	○
	白水小学校	—	—	—	0.038	無	○	0.016	×
	守山保健センター	—	—	—	0.025	無	○	0.011	○
	大高北小学校	—	—	—	0.037	無	○	0.016	×
	天白保健センター	—	—	—	0.033	無	○	0.013	○
達成局数（一般局）	—	—	1/1	—	—	11/11	—	9/11	
自動 車排 出ガ ス測 定局	上下水道局北営業所	—	—	—	0.033	無	○	0.013	○
	名塚中学校	—	—	—	0.035	無	○	0.017	×
	若宮大通公園	—	—	—	0.034	無	○	0.014	○
	熱田神宮公園	—	—	—	0.027	無	○	0.011	○
	港 陽	—	—	—	0.038	無	○	0.016	×
	千 竈	—	—	—	0.035	無	○	0.015	○
	元 塩 公園	0.6	無	○	0.028	無	○	0.012	○
	達成局数（自排局）	—	—	1/1	—	—	7/7	—	5/7
達成局数（市内）		—	—	2/2	—	—	18/18	—	14/18

注1 環境基準及び環境目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、長期的評価により評価したものである。

注2 浮遊粒子状物質の環境目標値については、日平均値で評価する目標値が市民の健康の保護に係る目標値を指し、年平均値で評価する目標値が快適な生活環境の確保に係る目標値を指す。

注3 環境基準、環境目標値の（ ）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

環境基準及び環境目標値の達成状況（その3）

項目名 測定局名	光化学オキシダント (Ox)		微小粒子状物質 (PM2.5)			
	昼間(5時~20時) の1時間値の最高値 (ppm)	環境基準 環境目標値 (0.06ppm以下)	短期基準 (35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	長期基準 (15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下)	環境基準 環境目標値	
		達成状況 (適○否×)	日平均値の 98パーセンタイル値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	達成状況 (適○否×)	
一般環境 大気測定局	国設名古屋大気環境測定所	0.113	×	21.9	9.1	○
	城北つばさ高校	0.114	×	19.0	8.3	○
	名楽町	0.112	×	18.1	7.6	○
	滝川小学校	0.112	×	20.5	8.7	○
	八幡中学校	0.112	×	24.7	11.3	○
	富田支所	0.116	×	20.3	8.4	○
	惟信高校	0.111	×	20.0	8.5	○
	白水小学校	0.105	×	23.5	9.7	○
	守山保健センター	0.119	×	19.8	8.4	○
	大高北小学校	0.112	×	21.0	8.6	○
	天白保健センター	0.110	×	19.7	8.1	○
達成局数(一般局)	—	0/11	—	—	11/11	
自動車 排出ガス 測定局	上下水道局北営業所	—	—	21.2	8.8	○
	名塚中学校	0.122	×	20.4	8.8	○
	若宮大通公園	0.105	×	20.3	8.7	○
	熱田神宮公園	—	—	20.0	8.1	○
	港陽	0.100	×	23.7	10.4	○
	千竈	—	—	25.3	11.1	○
	元塩公園	—	—	25.9	11.1	○
達成局数(自排局)	—	0/3	—	—	7/7	
達成局数(市内)	—	0/14	—	—	18/18	

注1 環境基準及び目標値（市民の健康の保護に係る目標値）の達成状況は、光化学オキシダントは短期的評価、微小粒子状物質は長期的評価により評価したものである。

注2 環境基準、環境目標値の（）内の数値は、達成状況を評価するための値である。

イ 有害大気汚染物質等の監視

大気汚染防止法に基づく常時監視として、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いとされているベンゼンなどの20物質並びに水銀及びその化合物（そのうち、環境基準は4物質、指針値は11物質で設定）について、市内7か所で調査を実施しています。

令和5年度の調査結果の概要は以下のとおりです。

(ア) 環境基準が定められている物質

環境基準はベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンの4物質に設定されており、市内7地点すべてで基準を達成しました。

調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	環境基準
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.68	○	3 以下
	富 田 支 所	0.60	○	
	港 陽	0.68	○	
	野 跡 小 学 校	0.70	○	
	白 水 小 学 校	0.73	○	
	本 地 通	0.76	○	
	元 塩 公 園	0.68	○	
トリクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.27	○	130 以下
	富 田 支 所	0.29	○	
	港 陽	0.36	○	
	野 跡 小 学 校	0.67	○	
	白 水 小 学 校	0.39	○	
	本 地 通	1.0	○	
	元 塩 公 園	0.47	○	
テトラクロロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.091	○	200 以下
	富 田 支 所	0.066	○	
	港 陽	0.37	○	
	野 跡 小 学 校	0.11	○	
	白 水 小 学 校	0.27	○	
	本 地 通	0.31	○	
	元 塩 公 園	0.40	○	
ジクロロメタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	2.8	○	150 以下
	富 田 支 所	3.5	○	
	港 陽	3.7	○	
	野 跡 小 学 校	2.9	○	
	白 水 小 学 校	4.2	○	
	本 地 通	5.2	○	
	元 塩 公 園	5.3	○	

注 環境基準の達成状況は、年平均値と環境基準との比較により行う。（達成：○、非達成：×）

(イ) 指針値が定められている物質

指針値は、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエン、ヒ素及びその化合物、マンガン及びその化合物、塩化メチル並びにアセトアルデヒドの11物質に定められており、すべての地点で指針値以下でした。

調査結果（年平均値及び達成状況）

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
アクリロニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.045	○	2以下
	富 田 支 所	0.039	○	
	港 陽	0.052	○	
	野 跡 小 学 校	0.051	○	
	白 水 小 学 校	0.089	○	
	本 地 通	0.040	○	
	元 塩 公 園	0.069	○	
塩化ビニルモノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.038	○	10以下
	富 田 支 所	0.026	○	
	港 陽	0.15	○	
	野 跡 小 学 校	0.039	○	
	白 水 小 学 校	0.10	○	
	本 地 通	0.10	○	
	元 塩 公 園	0.034	○	
水銀及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	1.2	○	40以下
	富 田 支 所	1.5	○	
	港 陽	1.7	○	
	白 水 小 学 校	2.3	○	
	本 地 通	1.6	○	
	元 塩 公 園	1.6	○	
	会 所 町	2.3	○	
富 田 支 所	2.3	○		
港 陽	4.3	○		
白 水 小 学 校	7.1	○		
本 地 通	5.2	○		
元 塩 公 園	7.0	○		
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.17	○	18以下
	富 田 支 所	0.19	○	
	港 陽	0.19	○	
	野 跡 小 学 校	0.20	○	
	白 水 小 学 校	0.28	○	
	本 地 通	0.19	○	
	元 塩 公 園	0.23	○	

調査物質（単位）	調査地点	年平均値	達成状況	指針値
1,2-ジクロロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.12	○	1.6以下
	富 田 支 所	0.13	○	
	港 陽	0.13	○	
	野 跡 小 学 校	0.13	○	
	白 水 小 学 校	0.12	○	
	本 地 通	0.12	○	
	元 塩 公 園	0.13	○	
1,3-ブタジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	0.060	○	2.5以下
	富 田 支 所	0.043	○	
	港 陽	0.050	○	
	野 跡 小 学 校	0.060	○	
	白 水 小 学 校	0.053	○	
	本 地 通	0.069	○	
	元 塩 公 園	0.053	○	
ヒ素及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	1.0	○	6以下
	富 田 支 所	1.2	○	
	港 陽	1.2	○	
	白 水 小 学 校	1.1	○	
	本 地 通	1.0	○	
	元 塩 公 園	1.1	○	
マンガン及びその化合物 (ng/m^3)	会 所 町	24	○	140以下
	富 田 支 所	28	○	
	港 陽	41	○	
	白 水 小 学 校	47	○	
	本 地 通	40	○	
	元 塩 公 園	41	○	
塩化メチル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	1.6	○	94以下
	富 田 支 所	1.6	○	
	港 陽	1.5	○	
	野 跡 小 学 校	1.6	○	
	白 水 小 学 校	1.4	○	
	本 地 通	1.4	○	
	元 塩 公 園	1.4	○	
アセトアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	会 所 町	1.6	○	120以下
	富 田 支 所	2.7	○	
	港 陽	2.8	○	
	白 水 小 学 校	2.4	○	
	本 地 通	1.7	○	
	元 塩 公 園	2.7	○	

注 指針値の達成状況は、年平均値と指針値との比較により行う。(達成：○、非達成：×)

(ウ) 環境基準・指針値が定められていない物質

大気汚染防止法に基づき、優先取組物質のうち、環境基準、指針値が定められていない6物質について調査を実施しました。

市内の各調査地点における測定結果は以下の表のとおりです。

調査結果（年平均値）

調査物質 (単位)	ホルムアルデヒド ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	酸化エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	ベンゾ[a]ピレン (ng/m^3)	クロム及び その化合物 (ng/m^3)	ベリリウム及び その化合物 (ng/m^3)	トルエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
調査地点						
会 所 町	2.2	0.041	0.075	5.8	0.021	6.5
富 田 支 所	4.0	0.043	0.089	5.3	0.027	4.5
港 陽	3.1	0.047	0.13	11	0.028	5.3
野 跡 小 学 校	—	—	—	—	—	4.1
白 水 小 学 校	3.3	0.055	0.12	19	0.027	6.1
本 地 通	2.4	0.051	0.092	11	0.023	7.0
元 塩 公 園	4.0	0.050	0.10	14	0.026	6.2

注 「—」は調査対象外を示す。

ウ 空間放射線量率の測定

原発事故などの放射性物質の放出を伴う事故が発生した場合に備え、環境科学調査センターにモニタリングポストを設置し、平成27年4月から空間放射線量率を常時監視しています。また、測定結果を市公式ウェブサイトリアルタイムで表示し、市民への情報提供を行っています。

令和5年度の測定値は、1m推計値で0.068～0.143マイクロシーベルト/時の範囲で、年平均値は0.080マイクロシーベルト/時でした。さらに、毎月1回、市内2か所において、可搬型サーベイメーターを用いて空間放射線量率を測定しています。令和5年度の結果は以下のとおりでした。

可搬型サーベイメーターによる測定結果（令和5年4月～令和6年3月）

測 定 地 点	測 定 結 果 ($\mu\text{Sv}/\text{h}$)
市役所	0.072～0.085
環境科学調査センター	0.071～0.086

注 1mの高さにおいて測定した結果である。

エ 大気汚染物質の規制指導

大気汚染防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例及び市環境保全条例に基づき、工場・事業場から排出される窒素酸化物などの大気汚染物質について、規制基準や測定義務などが定められています。

規制基準の遵守状況などを確認するため、工場・事業場に対して立入検査を実施し、規制対象施設の確認、測定及びその結果の確認を行っており、令和5年度は、硫黄酸化物の規制に関しては燃料中の硫黄分の測定を23件、揮発性有機化合物の規制に関しては排出ガス中の濃度測定を2件、水銀の規制に関しては排出ガス中の濃度測定を1件行いました。

また、市環境保全条例に基づく窒素酸化物の総量規制の対象となる工場・事業場については、排出ガス中の窒素酸化物の濃度測定を18件行いました。

その他、大規模工場・事業場については規制基準の遵守状況等を把握するため、排出ガス中の濃度などを常時測定する大気発生源観測局を設置しており、令和5年度は、窒素酸化物について15工場39煙道で監視を行いました。また、市内における大気汚染物質の排出量や燃料使用量などを把握するため、規制の対象となる730の工場・事業場に対してアンケート調査を行いました。

(2) 排出ガス対策の促進

大気環境の向上をはかるため、家庭・オフィスの省エネルギー化や、自動車や建設機械などによる排出ガス対策を促進します。

ア 自動車排出ガス対策の推進

(ア) 自動車排出ガス対策

国において、大気汚染防止法で定める許容限度を受けた道路運送車両法に基づく単体規制（新車に対する規制）が行われており、年々強化されています。

さらに、平成12年の尼崎公害訴訟や名古屋南部公害訴訟の判決を受けて制定された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」に基づいた車種規制が行われており、本市を含む対策地域内においては自動車NOx・PM法非適合車の登録ができなくなっています。

本市では、平成22年8月に愛知県が制定した「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」に基づき、自動車NOx・PM法非適合車の流入車対策を実施しています。令和5年度も、貨物の運送等を委託する事業者に対して自動車NOx・PM法非適合車の使用抑制等の働きかけを行うとともに、自動車NOx・PM法非適合車の実態を把握するため、国道23号において調査を行いました。

また、自動車公害対策が都市型公害の重要課題の一つであるとの認識から、本市及び東京都、横浜市、川崎市、大阪市、神戸市で組織する「六大都市自動車技術評価委員会」で、自動車メーカー等に対する低公害車技術開発等のヒアリングを行うなど、共同して調査・研究等を行っています。

(イ) 第3次なごや自動車環境対策アクションプラン

「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において関係機関・関係団体と連絡協議を行い、総合的・計画的に対策を推進しています。この協議会では、大気汚染、二酸化炭素の排出及び騒音に対する対策を着実に推進するため、令和2年度に「第3次なごや自動車環境対策アクションプラン」を策定しました。令和5年度には、「名古屋市地球温暖化対策実行計画2030」の策定に併せ、「二酸化炭素(CO₂)」及び「ZEVの普及」の目標値の見直しを行いました。その進捗状況は以下のとおりです。

項目	第3次目標(2030年度)	2023年度結果
二酸化窒素	すべての常時監視測定局で「市民の健康の保護に係る目標値」を達成・維持	環境目標値達成局数 18/18局(100%)
浮遊粒子状物質	状況の改善 [2019年度 年平均値 0.015mg/m ³]	環境基準達成局数 18/18局(100%) 年平均値 0.014mg/m ³
微小粒子状物質(PM2.5)	状況の改善 [2019年度 年平均値 10.8μg/m ³]	環境基準達成数 18/18局(100%) 年平均値 9.1 μg/m ³
二酸化炭素(CO ₂)	市内自動車からのCO ₂ 排出量を2013年度比133万トン削減 [2013年度排出量(自動車)350万トン-CO ₂]	市内自動車からのCO ₂ 排出量(2021年度) 248万トン-CO ₂ (102万トン-CO ₂ 削減)
騒音	要請限度	第3次自動車騒音優先対策マップ対象区間での要請限度超過状況の改善
	環境基準	幹線道路全体での環境基準達成率(昼夜間)98%以上
環境性能優良車の継続普及	自動車保有台数に占める環境性能優良車の割合:100%	75% (市内保有台数:94万台)
ZEVの普及	自動車保有台数に占めるZEVの割合:20%以上	1.17%

(ウ) ゼロエミッション車の購入補助

令和4年度より、大気環境の改善、運輸部門からの二酸化炭素排出削減及び災害対応力の向上のため、市民が導入する外部給電機能を有するゼロエミッション車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車)に対する補助を開始しました。令和5年度は電気自動車(普通・小型自動車)に対して224件、電気自動車(軽自動車・超小型モビリティ)に対して284件、プラグインハイブリッド自動車に対して286件、燃料電池自動車に対して1件の補助を実施しました。

(エ) 最新規制適合車への代替促進

貨物自動車等及び乗合自動車等について、より排出ガスの基準が厳しい最新規制適合車への代替を促進するため、令和5年度は、2台に対して補助を行いました。

また、市へ物品を配送する事業者に、低公害・低燃費車など環境負荷の少ない自動車を使用する「グリーン配送」を要請するなど、貨物自動車等の運行に関わる事業者に対し、車種規制非適合車の使用抑制の取り組みを実施しました。

(オ) 次世代自動車の普及促進

市民や事業者に対する次世代自動車の普及啓発のため、イベントでの活用を行いました。また、令和5年度には、電気自動車を21台、プラグインハイブリッド自動車を7台、燃料電池自動車を2台、ハイブリッド自動車を64台導入するなど、公用車への導入を行っており、令和5年度末現在の市の公用車における電動車の台数は3,019台中232台となりました。

イ エコドライブの促進

オンライン動画配信によるセミナー開催やイベント等を通じて、市環境保全条例で義務付けたアイドリング・ストップや環境にやさしい自動車利用（エコドライブ）の周知・促進を図りました。

また、事業所内で積極的にエコドライブ実践の呼びかけを行う「エコドライブマイスター」の認定を行い、令和5年度末現在のマイスター認定者数は4,553人、マイスター設置事業所は1,973事業所となりました。

(3) 大気汚染の防止に向けた調査研究の推進

環境基準・環境目標値を達成できていない大気汚染物質などの対策を強化するため、大気中の光化学オキシダント（Ox）の濃度低減などに向けた調査研究を推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

(ア) 光化学オキシダント及びPM2.5の地域生成・発生に関する研究

環境基準を超過している光化学オキシダントなどについては、地域内での生成メカニズムには不明な点が多いことから、光化学オキシダントや微小粒子状物質（PM2.5）などの地域生成・発生メカニズムについて解析を進めました。

(イ) 光化学オキシダントにおける気象要因による影響評価の検討

光化学オキシダントの発生には、日射等の気象要因が影響しているため、気象要因の影響を数値化することで、気象要因によらない排出による根本的な光化学オキシダント濃度の変動を評価するとともに、地球温暖化に伴う気温上昇が及ぼす、光化学オキシダントの濃度変化について調査を行いました。

2 水環境の向上をはかる

(1) 水質の常時監視・規制指導の実施

水環境の状況を把握し水質汚濁を防止するため、河川や地下水などの水質について常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

ア 公共用水域の水質常時監視

水質汚濁防止法、市環境保全条例に基づき、市内 47 地点（河川 27 地点、海域 7 地点、ため池 13 地点）において常時監視を行い、「生活環境項目（水質の汚濁に関する項目）」、「健康項目（水の安全性に関する項目）」などを調査しています。

河川の水質について、代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）でみると、環境基準は 10 水域のうち 9 水域で、環境目標値は 27 地点のうち 19 地点で達成しました。また、荒子川（荒子川ポンプ所）で 1,2-ジクロロエタンが環境基準及び環境目標値を達成しませんでした。令和 5 年度の調査結果の概要は次頁のとおりです。

環境基準の達成状況（河川は BOD、海域は COD）

（単位：mg/L）

	水域名	環境基準点	環境基準 類型	環境 基準	達成状況（年度）				
					令和 3	4	5	75% 水質値	
河川	荒子川	荒子川 ポンプ所	E	10	○	○	○	6.4	
	中川運河	東海橋	E	10	○	○	×	14	
	堀川	港新橋	D	8	○	○	○	5.6	
	山崎川	道德橋	D	8	○	○	○	5.3	
	天白川	千鳥橋	C	5	○	○	○	2.4	
	庄内川 中流（2）	大留橋 水分橋	C	5	○	○	○	1.4	
3.7									
海域	庄内川 下流	枇杷島橋	C	5	○	○	○	3.2	
		矢田川 上流	大森橋	D	8	○	○	○	4.2
		矢田川 下流	天神橋	C	5	○	○	○	2.6
		新川下流	*萱津橋	D	8	○	○	○	2.4
	名古屋港 (甲)	N-1						5.3	
		*N-2	C	8	○	○	○	4.7	
*N-3							4.0		

注1 *印については市外調査地点ではあるが、市内水域の環境基準点であるため掲載している。

環境目標値の達成状況（河川は BOD、海域・ため池は COD）

（単位：mg/L）

	水域名	調査地点	地域 区分	環境 目標値	達成状況（年度）			
					令和 3	4	5	75% 水質値
河川	荒子川	境橋	☆☆☆	3	○	×	×	3.8
		荒子川ポンプ所	☆	8	×	○	○	6.4
	中川運河	東海橋	☆☆	5	×	×	×	14
		長良橋	☆☆	5	—	—	×	6.9
		松重ポンプ所	☆☆	5	—	—	○	4.5
	堀川	猿投橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.2
		小塩橋	☆☆☆	3	×	×	×	4.2
		港新橋	☆☆	5	○	×	×	5.6
	新堀川	日の出橋	☆	8	○	○	○	6.3
	山崎川	鼎 <small>(かなえ)</small> 橋	☆☆☆	3	○	○	×	3.3
		道德橋	☆	8	○	○	○	5.3
	天白川	天白橋	☆☆	5	○	○	○	1.3
		千鳥橋	☆☆	5	○	○	○	2.4
	植田川	植田橋	☆☆☆	3	×	○	×	3.2
	扇川	鳴海橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
	鞍流瀬川	梶田橋	☆	8	○	○	○	4.0
	庄内川	大留橋 水分橋 枇杷島橋 庄内新川橋	☆☆☆	3	○	○	○	1.4
			☆☆	5	○	○	○	3.7
			☆☆	5	○	○	○	3.2
			☆☆	5	○	○	○	1.9
	矢田川	大森橋	☆	8	○	○	○	4.2
		天神橋	☆	8	○	○	○	2.6
	香流川	香流橋	☆☆	5	○	○	○	3.5
	新川	比良新橋	☆☆	5	○	○	○	2.3
		日の出橋	☆☆	5	○	○	○	2.6
	戸田川	新東福橋	☆	8	×	×	×	8.8
福田川	新西福橋	☆☆	5	×	○	○	3.3	
ため池	名古屋港	潮見ふ頭北	☆	5	×	×	×	5.5
		金城ふ頭西	☆☆	3	×	×	×	3.5
		N-1 (潮見ふ頭西)	☆	5	○	○	×	5.3
		N-10 (庄内川河口)	☆☆	3	×	×	×	4.3
		N-11 (潮見ふ頭南)	☆	5	○	○	○	4.1
		N-14 (藤前干潟)	☆☆	3	×	×	×	4.8
		M-1 (ガーデンふ頭)	☆	5	○	○	×	6.1
	牧野池	☆☆	6	×	×	×	14	
	猫ヶ洞池	☆☆	6	○	○	×	6.6	
	大久手池	☆☆	6	○	○	○	3.2	
	大村池	☆☆	6	×	×	×	7.4	
	緑ヶ池	☆☆	6	×	×	×	6.5	
	安田池	☆☆	6	×	×	×	12	
塚ノ杵池	☆☆	6	×	×	×	9.1		
戸笠池	☆☆	6	○	○	—	(4.6)		
新海池	☆☆	6	×	×	×	9.5		
琵琶ヶ池	☆☆	6	×	×	×	10		
喰池	☆☆	6	×	×	×	7.8		
水主ヶ池	☆☆	6	×	×	×	14		
荒池	☆☆	6	×	×	×	10		

注1 令和5年度の戸笠池は測定回数が少ないため、評価対象外とした。

イ 地下水常時監視・モニタリング

市内の全体的な地下水質の状況を把握するため、水質汚濁防止法に基づき、令和5年度は市内の井戸88地点で水質調査を実施し、28地点で環境基準を超過しました。基準を超過した井戸の所有者に対しては、飲用に使用しないよう指導を行いました。

その他、平成12年3月に土壌・地下水汚染対策が完了した西区の電機工場跡地東側敷地境界付近について、浄化効果を確認するため、地下水のモニタリングを実施しました。

ウ 多項目水質計による測定

河川の水質の状況を把握するため、軽量で可搬式の多項目水質計により、市内主要河川の定点測定をしています。

令和5年度は、新堀川舞鶴橋で上層、底層の2か所について、年間を通して測定を行いました。また、概ね2週間ごとに中川運河柳原橋、長良橋及び東海橋で深さ別の測定を行いました。

エ 実態調査

(ア) 市内河川生物等調査

令和5年度は、河川の水質が生物相に与える影響を把握するため、15河川、25地点において生息する魚類・底生動物・藻類の生物相の調査を行いました。

(イ) 底質環境監視

大江川河口域及び昭和・船見ふ頭間運河において過去に実施された公害防止事業の効果を継続的に確認するため、底質中の総水銀及びPCBの調査をしました。

オ 荒子川北中島橋付近の汚染対策に係る調査

荒子川（荒子川ポンプ所）において1,2-ジクロロエタンが、環境基準、環境目標値ともに達成していないことから、有効な対策方法を検討するため、有識者懇談会からの意見を聴きながら、環境科学調査センターと他の研究機関等とで共同して、調査を実施しました。

カ 水質汚濁の規制指導

公共用水域の水質の汚濁を防止するため、水質汚濁防止法に基づき、工場・事業場から排出される排水の規制をしています。

汚水又は廃液を排出する一定の施設（特定施設）を設置する事業場に対して、令和5年度は194件の立入指導を行い、排水基準等の遵守について指導しました。

キ 閉鎖性水域の環境改善対策

海域の富栄養化防止のため、水質汚濁防止法に基づき、COD、窒素及びりん（リン）の排出について、総量規制を行っています。

そのうち、多量の排水がある19の工場・事業場については、COD、窒素及びりん（リン）の排出状況について報告を求め、総量規制基準の遵守状況を確認しました。

また、水質汚濁防止法による規制がかからない小規模事業場等に対しても、COD・窒素及びりん（リン）の削減について市環境保全条例により責務規定を定めており、その遵守指導を行いました。

ク 死魚・油等流出事件対策

公共用水域において死魚・油等流出事件が発生した場合は、現地調査を行い、原因者の判明したものについては、原因究明、再発防止等の指導を行っています。

令和5年度における発生件数は18件で、そのうち死魚事件は5件でした。

(2) 水質改善の推進

水環境の向上をはかるため、下水道整備や河川の水量の確保などにより、水質の改善を推進します。

ア 下水道による水環境の向上

(ア) 下水道の整備状況

工場・事業場及び一般家庭の排水による汚濁負荷量を削減し、公共用水域の水質保全を図るための施策として、公共下水道の整備に努めています。

令和5年度末現在、下水道整備状況は、処理面積29,176ha、水処理センター15か所であり、人口普及率は99.4%となりました。

(イ) 合流式下水道の改善およびさらなる水質浄化

合流式下水道では、「汚水」と「雨水」を一緒の下水管で集めることができ、路面などのまじりの汚れを含む雨水は、弱い雨の場合は汚水と一緒に水処理センターへ送られ処理されません。

しかし、水処理センターできれいにできる水の量には限界があり、すべての汚水と雨水を水処理センターで処理することは困難なため、強い雨が降ると、汚水の一部を含む雨水が直接川などへ放流されます。

こうしたことから、汚れの度合いが大きい降雨初期の雨水を一時的に貯留し、降雨終了後に水処理センターへ送水し処理するための雨水滞水池の建設や、雨天時に水処理センターで実施する簡易処理を向上するための簡易処理高度化施設の設置等、合流式下水道から放流される雨水の水質浄化に取り組み、令和5年度末には国が定めた雨天時における放流水質基準を達成しました。

上記の取り組みにより、河川の水質は全体的に改善傾向にあるものの、水辺環境を活かしたまちづくりが行われている堀川上中流部及び新堀川上流部では、水域の特性や水環境のニーズから、さらなる水質浄化が求められています。

そのため、河川管理者など多様な主体と連携し、引き続き、水質浄化の取り組みを進めます。令和5年度は、千年水処理センター、熱田水処理センターにおいて、簡易処理高度化施設の整備を進めるとともに、新堀川沿いで雨水幹線の整備に着手しました。

(ウ) 高度処理の導入

下水処理水は河川を通じて伊勢湾に流れ込んでいます。しかし、伊勢湾は閉鎖性水域であるため、下水道が普及してきても依然として赤潮の発生が減少していません。そこで、主に赤潮の原因物質である窒素やりんを、従来の下水処理よりも多く除去できる高度処理の導入を順次進めています。

令和5年度末現在稼働しているのは、8か所となりました。

イ 河川維持水量の確保

ため池の水や地下水の有効利用、下水道の高度処理水の活用により、令和5年度も引き続き、河川などの水量の確保と水質の改善に努めました。

ウ うるおいと活気のある堀川再生

良好な水辺環境を形成し、水辺空間に親しむ機会を増やすため、令和5年度も引き続き、河道掘削に合わせたヘドロの除去、庄内川からの導水、浅層地下水の活用などを実施するとともに、市民団体とも連携を図りながら水質浄化を進めました。

エ 河川における地下水利用

令和2年度及び令和5年度に取りまとめた、新堀川の今後の浄化施策の方向性に基づき、川底の酸素不足を改善するため、地下水を川底から放流する井戸等の整備を進めており、令和5年度には、舞鶴橋上流左岸において井戸等を設置するとともに、他3地点において井戸の設置するために必要な地質調査を行いました。

オ 中川運河の再生

中川運河再生計画に基づき、露橋水処理センターから放流する高度処理水の活用や、東支線における覆砂及び松重ポンプ所の機能向上に向けた改修の実施により、水循環を促進し水質の改善に取り組んでいます。

(3) 水環境の改善に向けた調査研究の推進

水環境の改善に向けて、より効果的な対策を実施するため、ため池の植物プランクトンなどによる水質汚濁の抑制を目指した調査研究などを推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

(ア) 市内ため池における内部生産抑制手法の研究

市内のため池の水質改善に向け、内部生産（植物プランクトンの増殖による汚濁）を抑制する要因について調査し、抑制効果の実証実験のための基礎調査を行いました。

(イ) 海棲生物を用いた生物応答試験法の検討

海水を含む工場等からの排水や、汽水域の河川水の評価を行うため、WET試験（生物応答を用いた排水試験）に使用可能と思われる海棲生物の情報収集などを行い、海棲生物を用いた生物応答試験法の確立に向け検討を進めました。

(ウ) 市内のため池における水収支の推定

ため池の水量の推定を行うとともに、流出水量の測定、流域における降水量の浸透・流出状況の調査、湖底への浸透・湖底からの湧出有無の調査等のための対象池の選定及び調査を実施し、ため池における水収支の推定を進めました。

(エ) 河岸及び海岸漂着物中のマイクロプラスチックに関する研究

岸辺における漂着物中のマイクロプラスチックの現状を調査し、名古屋市固有の発生源の解明を目指すとともに、藤前干潟におけるマイクロプラスチックの継続調査を行い、発生源と思われる新川や庄内川の河岸漂着物の調査を実施しました。

3 土壌汚染対策や地盤沈下対策を推進する

(1) 土壌汚染の規制指導の実施

土壌汚染により健康被害などが生じることを防止するため、規制指導を実施します。

ア 土壌汚染規制指導

土壌汚染対策法、市環境保全条例に基づき、特定有害物質を取り扱う事業者等に対して土壌汚染調査の実施と結果の報告を義務付けています。また人の健康被害の防止及び生活環境の保全のため、事業者等に対し、土壌・地下水汚染対策の規制指導を実施しています。

令和5年度は、土壌汚染対策法、市環境保全条例に基づく新たな汚染の報告を34件公表しました。

(2) 地盤沈下の常時監視・規制指導などの実施

地盤沈下や地下水位を把握し地下水の過剰な採取による地盤沈下を防止するため、常時監視を実施するとともに、工場・事業場に対する規制指導を実施します。

ア 地盤沈下の常時監視

市内の地盤や地下水位の状況を把握するため、一級水準測量を行い、市内の地盤沈下の状況を監視しています。また、地下水位等の状況を把握するため、市内15か所の観測所で地盤収縮量と地下水位について観測を行っています。

令和5年度の一級水準測量の結果、年間で1cm以上の沈下域は形成されませんでした。

また、地下水位の状況は、近年ほぼ横ばいの傾向を示しています。

沈下域面積の推移

単位:km²

年度 年間 沈下量	昭和 47	48	49	50	51	52	53	54~ 61	62	63	平成 元	2~ 5	6	7	8~ 15	16	17~ 令和 5
1 cm 以上	※	※	※	8.0	4.0	3.0	2.0	—	3.8	—	6.8	—	42.0	3.0	—	3.3	—
2 cm 以上	61.7	89.0	50.0	4.7	2.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
4 cm 以上	30.2	48.2	31.6	1.5	1.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
6 cm 以上	21.3	28.2	3.7	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8 cm 以上	13.3	17.8	2.1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10cm 以上	3.9	7.9	0.5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
12cm 以上	0.1	2.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
14cm 以上	—	0.9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
16cm 以上	—	0.3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 名古屋市域の面積 326.50km²

注2 ※「1cm以上」の区分の設定なし。

注3 「沈下域面積」とは、年間1cm以上の沈下点（3点以上が隣接する）によって形成される面積

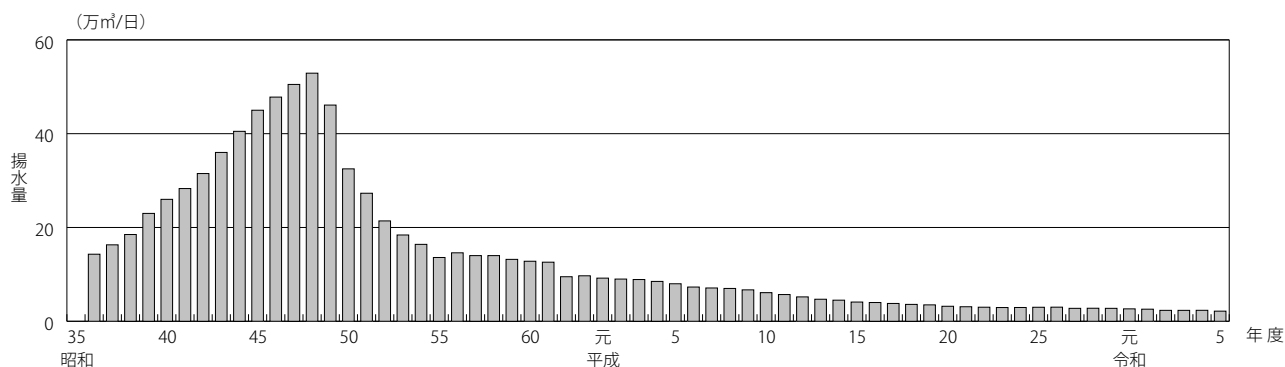
イ 地盤沈下の規制指導

市環境保全条例に基づき、規制対象となる揚水設備を設置する事業場に対して、規制基準の遵守、揚水量の削減等の指導を行っています。また、規制対象外の小口径井戸（井戸設備）についても、平成24年4月に条例を改正し、揚水量、地下水位の測定と報告を義務化しました。

令和5年度末現在、市環境保全条例に基づく揚水設備の許可状況は、事業場数244件、揚水設備本数335本、許可揚水量は74,552 m^3 /日となっており、令和5年度の揚水設備による地下水揚水量は約21,603 m^3 /日でした。

また、揚水設備等を設置する事業場に対して、249件の立入検査を実施しました。

揚水設備による地下水揚水量の推移



ウ 工業用水道の利用促進

地盤沈下防止のため、地下水利用から代替水源である工業用水道への転換を働きかけています。

令和5年度も、引き続き地下水利用者への使用状況のアンケート調査や、工業用水道への転換の働きかけなどの啓発活動を行いました。

エ 災害応急用井戸の指定

災害時の応急給水体制を補完し、地域住民の方々が災害時に生活用水（飲み水を除く。）を確保できるようにすることを目的として、「災害応急用井戸（事業者が所有する揚水設備または井戸設備が対象）」及び「災害応急用協力井戸（家庭用の井戸が対象）」の指定を行っています。災害応急用井戸については、平成24年5月に指定要件を緩和し、拡大に向けて、井戸を保有する事業者に対し登録を呼びかけており、令和5年度末の災害応急用井戸の指定事業場数は155事業場でした。

また、令和5年度末の災害応急用協力井戸の指定数は434件でした。

4 騒音・振動・悪臭対策や有害化学物質対策を推進する

(1) 騒音・振動の監視・規制指導の実施

騒音・振動の状況を把握し発生を防止するため、自動車や鉄道などによる騒音・振動の実態監視や規制指導を実施します。

ア 騒音・振動の実態監視

環境基本法、騒音規制法、振動規制法及び市環境保全条例に基づき、騒音・振動について、定期監視、実態監視及び現況調査を行っています。

定期監視は、毎年度、同一地点で同一時期に測定を行うものであり、自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動、航空機騒音について測定をしています。

実態監視は、市内の現況をきめ細かく把握するために、環境騒音、自動車騒音・振動、新幹線鉄道騒音・振動、在来鉄道騒音・振動の4項目について、原則毎年度1項目ずつ測定しており、令和5年度は自動車道騒音・振動の実態監視を行いました。

現況調査は、関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において策定された「第3次自動車騒音優先対策マップ」の進捗状況を把握するために、自動車騒音について測定しています。マップの対象区間の中で、定期監視により現況が確認できない区間を5年に1回以上の頻度で測定しています。

(ア) 環境騒音

令和元年度に市内103地点で行った環境騒音の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは昼間51デシベル、夜間43デシベルでした。また、環境基準に適合した地点数の割合は昼間95%、夜間89%でした。

(イ) 自動車騒音・振動

令和4・5年度に市内207地点で自動車騒音・振動実態監視、令和5年度に市内45地点で自動車騒音定期監視・現況調査を実施しました。令和5年度の名古屋市における騒音の環境基準の達成率は、昼間97.5%、夜間97.2%、昼夜間(24時間)96.8%でした。また、要請限度については、令和5年度に測定した結果、3地点で超過しました。

(ウ) 鉄道騒音・振動

・新幹線鉄道

令和5年度に市内6地点で行った定期監視(測定地点は近接軌道中心から25m)の結果、騒音は64～73デシベルの範囲で、全ての地点で環境基準を達成しました。また、振動は56～62デシベルの範囲で、全ての地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」(70デシベル)を達成しました。

令和2年度から3年度にかけて市内45地点で行った新幹線鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の平均騒音レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で71デシベル、25m地点で69デシベル、50m地点で66デシベルでした。なお、25m地点での環境基準の達成率は87%でした。また全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で60デシベル、25m地点で57デシベル、50m地点で54デシベルと全地点で「新幹線鉄道振動に係る指針」(70デシベル)を達成していました。

・在来鉄道

令和3年度に市内53地点で行った在来鉄道騒音・振動の実態監視の結果、全測定地点の等価騒音レベルの平均値は、近接軌道中心から12.5m地点で58デシベル、25m地点で56デシベルでした。振動の結果は、全測定地点の平均振動レベルは、近接軌道中心から12.5m地点で53デシベル、25m地点で49デシベルでした。

また、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針」の対象地点全てで騒音の指針を達成しました。

(エ) 航空機騒音

令和5年度に市内2地点で行った航空機騒音の定期監視の結果、全2地点で環境基準を達成しました。

イ 騒音・振動防止対策のための規制指導

騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例に基づき、特定の施設を設置して行う工場・事業場の事業活動及び特定の建設作業に対し、規制基準の遵守状況の確認等のために、令和5年度は1,616件の立入検査を実施し、指導を行いました。

その他、営業騒音及び拡声器騒音については、市環境保全条例に基づき規制・指導を行いました。また、生活騒音についても、リーフレット等を配布するなど騒音防止意識の普及啓発を行いました。

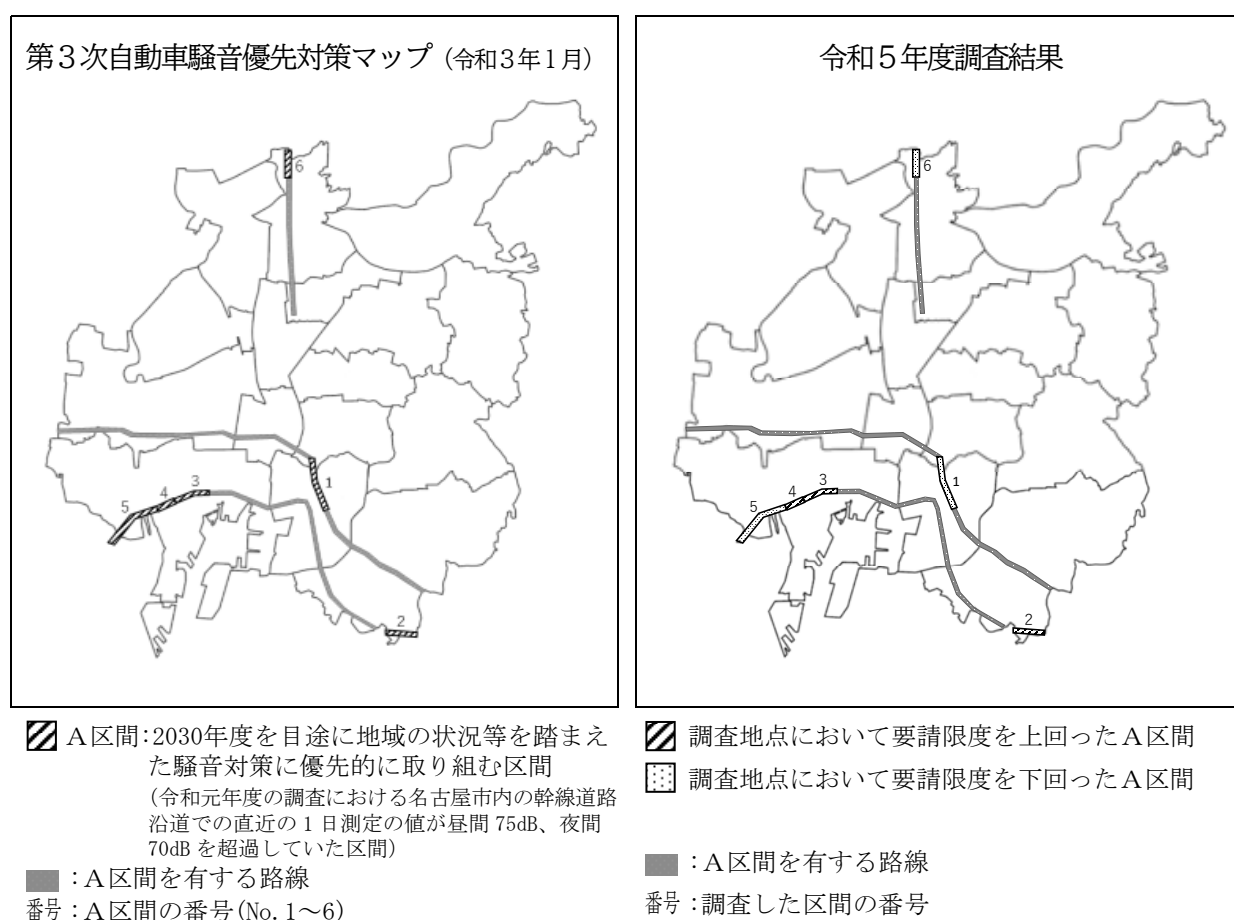
(2) 騒音対策の推進

自動車などによる騒音を防止するため、交通量・交通流対策や低騒音舗装の実施といった総合的な騒音対策を推進します。

ア 幹線道路における自動車騒音の改善

関係機関・団体で構成する「名古屋市自動車公害対策推進協議会」において、自動車騒音対策に優先的に取り組む区間を示した「第3次自動車騒音優先対策マップ」を令和2年度に策定し、これに基づき対策を実施しています。この対策の進捗状況を反映したマップを、毎年度作成しています。

第3次自動車騒音優先対策マップにおける要請限度超過状況



イ 低騒音（排水性）舗装の実施

交通量が多く、自動車騒音が一定の基準を超えており、沿道に家屋が多く連なっている路線において、既設の舗装補修にあわせて低騒音舗装を行っています。

令和5年度は、7.4km 実施しました。

(3) 騒音・振動対策に向けた調査研究の推進

騒音・振動に対し、より効果的な対策を実施するため、新幹線鉄道騒音の変動要因の解析などの調査研究を推進します。

ア 環境科学調査センターにおける調査研究

新幹線鉄道の騒音・振動について測定・解析を行い、各種対策効果の把握や騒音変動要因の究明に向け検討を行いました。

(4) 悪臭の監視・規制指導の実施

工場・事業場などからの悪臭発生を防止するため、監視や規制指導を実施します。

ア 悪臭対策の推進

悪臭防止法に基づき、市の全域を規制地域に指定するとともに、アンモニアを始めとする22物質について敷地の境界線における濃度規制基準を定め、さらに、アンモニアを始めとする13物質について排出口の高さに応じた規制を、メチルメルカプタンを始め4物質について排水中の濃度に係る規制を行っています。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等の届出が義務付けられており、同条例に基づく悪臭関係工場等は、令和5年度末現在、50工場です。

令和5年度は、107件の立入検査を実施し、指導を行いました。

また、悪臭対策指導指針に基づく測定を、3事業場6検体について行いました。

その他、市の南部地域では、悪臭関係工場の周辺において定期的に悪臭パトロールを実施しました。

(5) 有害化学物質対策の推進

有害化学物質による環境リスクの低減をはかるため、環境中の有害化学物質の状況把握や規制指導、化学物質の適正管理の促進など、有害化学物質対策を推進します。

ア ダイオキシン類の常時監視・規制指導

(ア) ダイオキシン類の監視指導

・常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類に関する常時監視として、大気環境・水環境・土壌環境中の濃度を調査しています。

・大気環境

令和5年度は、市内3地点で年4回の調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

大気環境調査結果

(単位：pg-TEQ/m³)

調査地点		春季	夏季	秋季	冬季	平均
若宮大通公園局	(中区)	0.011	0.015	0.0080	0.13	0.041
港陽測定局	(港区)	0.013	0.065	0.010	0.073	0.040
守山保健センター	(守山区)	0.016	0.020	0.0048	0.021	0.015
環境基準						0.6以下

注 ダイオキシン類の全体の毒性は、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(TCDD)に換算して合計したものの(TEQ)で、毒性等価係数はWHO-TEF(2006)を用いて算出しました。(以下、同じ。)

・水環境

令和5年度は、水質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季及び冬季に、底質は市内河川6地点及び海域3地点について夏季に、水生生物（魚類）は、市内海域1地点について夏季に調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

なお、魚類については、環境基準が定められていません。

水環境調査結果

区分	調査地点	水質 (pg-TEQ/l)			底質 (pg-TEQ/g)	魚類 (pg-TEQ/g)
		夏季	冬季	年間平均値		
河川	荒子川ポンプ所（荒子川）	0.13	0.19	0.16	27	—
	東海橋（中川運河）	0.18	0.11	0.15	7.1	—
	港新橋（堀川）	0.069	0.033	0.051	27	—
	道徳橋（山崎川）	0.046	0.029	0.038	11	—
	千鳥橋（天白川）	0.078	0.034	0.056	8.8	—
	大森橋（矢田川）	0.071	0.046	0.059	0.40	—
海域	潮見ふ頭北	0.065	0.056	0.061	23	—
	金城ふ頭西	0.31	0.062	0.19	14	—
	高潮防波堤北	0.050	0.036	0.043	6.3	0.49
地下水	北区西味鏡二丁目	0.022			—	—
	南区豊田四丁目	0.022			—	—
環境基準		1以下			150以下	—

・土壌環境

令和5年度は、市内2地点について調査を行い、すべての地点で環境基準を達成しました。

土壌環境調査結果

(単位：pg-TEQ/g)

調査地点	所在地	調査結果
正木公園	中区正木二丁目	3.2
はざま保育園	緑区南陵	0.056
環境基準		1,000以下

(イ) 規制・指導

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設を有する工場・事業場に対し、規制指導を実施しています。

令和5年度は、特定施設を有する工場・事業場に対して立入検査を行ったほか、規制基準の遵守状況を確認するため、本市が選定した排出ガス3施設及び排水1排水口で調査を行いました。また、施設を稼働している工場・事業場から、排出ガス33施設、排水10排水口におけるダイオキシン類の排出状況について、法に基づく測定結果の報告がありました。

工場・事業場からの報告及び本市調査の結果、すべて基準に適合していました。

イ アスベスト対策の推進

平成17年以降、アスベストによる労働災害、さらには従業員の家族や周辺住民への健康被害の拡大が相次いで顕在化し、大きな社会問題へと発展しました。

本市では、市公式ウェブサイトにもアスベストに関する情報を提供しているほか、市内8地点において、一般環境中におけるアスベスト濃度を監視しており、令和5年度の測定結果は0.056～0.17本/リットルでした。

また、大気汚染防止法に基づくアスベスト除去工事現場への立入検査を229件実施したほか、建築物の解体現場におけるアスベストの確認のための立入検査を1,154件実施しました。

ウ 化学物質の適正管理の促進

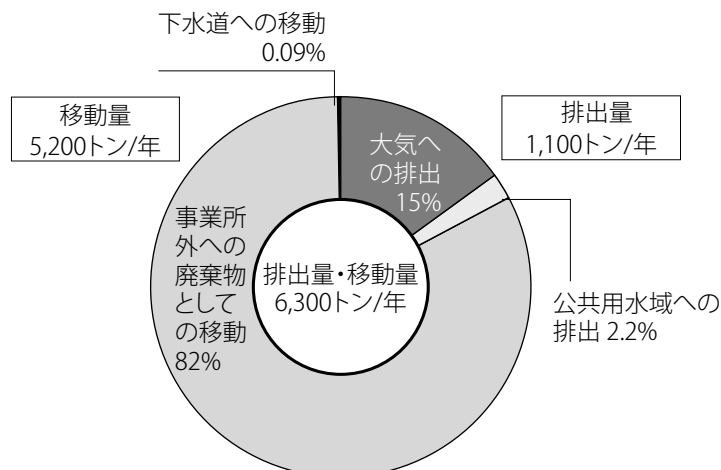
対象化学物質の環境への排出量や取扱量について事業者からの届出により把握するとともに、事業者に対して自主的な管理の改善を促し、適正管理を促進しています。

(ア) 届出の状況

令和5年度における、化管法及び市環境保全条例に基づく前年度実績の届出件数は、排出量及び移動量の届出が346件、取扱量の届出が328件でした。

届出による令和4年度の排出量は1,100トン、移動量は5,200トンでした。排出量の多かった化学物質は、ノルマルーヘキサン(360トン)、トルエン(170トン)、キシレン(93トン)の順でした。

令和4年度排出量・移動量の集計結果



(イ) 事故時の措置

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、市環境保全条例において、アンモニア等の有害化学物質に係る事故発生時の対応を定めています。

令和5年度も、昨年度に引き続き「なごや市民総ぐるみ防災訓練」の一環として、災害発生時の連絡訓練を実施しました。

エ 大気・水質未規制有害物質調査

(ア) 大気未規制有害物質調査

一般環境大気中における化学物質の汚染の実態を把握するために、市内における大気への排出量が多い化学物質などの調査を行っています。

令和5年度は、市内7地点において低沸点有機塩素系化合物の大気環境濃度を調査しました。

(イ) 水質未規制有害物質調査

内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化管法」という。）や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）で対象となる化学物質等の公共用水域の汚染の実態を把握するために調査を行っています。

令和5年度は、河川及び海域の15地点において、水質の有機フッ素系化合物及び医薬品類、河川及び海域の7地点において、底質の紫外線吸収剤、海域の2地点において、生物の紫外線吸収剤の環境濃度を調査しました。

オ 化学物質環境実態調査

環境省の委託を受けて、化学物質による環境汚染の未然防止を図るための基礎資料を得ることを目的とした調査を行っています。

令和5年度は、一般環境中に残留していると考えられるエストロジオール類等の化学物質の実態を把握するため、大気4物質（市内1地点）、水質10物質（市内河川3地点）及び底質2物質（市内河川1地点）について、濃度を調査しました。その他、化審法に規定されているPCBなどの化学物質について、環境実態を経年的に把握するため、大気環境（市内1地点）及び生物（海域1地点）中の濃度を調査しました。加えて、4,4'-ビス（2-スルホスチリル）ビフェニル-2ナトリウム等の微量分析方法の開発を行いました。

カ 化学物質に関する情報の提供

化学物質に関するリスクコミュニケーションの普及促進を図るため、講演会を開催し化学物質の環境リスクに関する情報発信を行っています。

令和5年度は、化学物質に関する市民向け講演会を11月に開催したほか、事業者向け講演会を令和5年11月から令和6年1月にかけてウェブ配信にて開催しました。

5 公害による健康被害の救済と予防を行う

(1) 公害による健康被害の救済・予防の実施

公害の影響による健康被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保をはかるため、公害認定患者に対する救済のほか、大気汚染の影響による健康被害の予防等を実施します。

ア 公害認定患者の救済

公害による健康被害者の保護を図るため、一定の要件に基づき患者の認定を行い救済する公害健康被害補償法が、昭和 49 年 9 月 1 日に施行されました。

その後の大気汚染の態様の変化等を踏まえて、同法は公害健康被害の補償等に関する法律に改められ、昭和 63 年 3 月 1 日より新たな患者の認定は行わないこととなりましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っていくこととされました。

これを受け、本市独自の救済制度である名古屋市特定呼吸器疾病患者医療救済条例についても平成 3 年 3 月 31 日に失効しましたが、すでに認定を受けている患者に対する救済は引き続き行っています。

救済の内容については、法律に基づく認定患者及びその遺族等に対して各種補償給付を、条例に基づく認定患者に対して医療費の自己負担分の助成を行っています。

なお、令和 5 年度末現在の法律に基づく認定患者は 1,528 人、条例に基づく認定患者は 388 人でした。

イ 公害保健福祉事業等の推進

公害健康被害の補償等に関する法律に基づき、認定患者の健康回復等を図るため、以下のような公害保健福祉事業を実施しました。

公害保健福祉事業

事業の種類	概要	令和 5 年度実績
転地療養事業	健康の回復等を図ることを目的に、高原、海浜等空気の清浄な自然環境において保養させるとともに療養生活上の指導やリハビリテーション等を行っています。	新型コロナウイルス感染症の影響により、春・秋ともに中止
リハビリテーション事業	機能回復訓練による基礎体力の増進を図るとともに指定疾病に関する知識の普及、療養上の指導を目的にリハビリ教室を開催しています。	21 会場 延べ 86 名
療養用具支給事業	1 級以上の在宅療養患者に対し、空気清浄機や加湿器を支給して室内環境の改善及び治療効果の促進を図っています。	貸与台数 空気清浄機 1 台
家庭療養指導事業	病状回復の促進を図るため、保健師が家庭を訪問し、認定患者の症状の程度に応じた療養指導を行っています。	全区保健福祉センター (延件数) 1,578 件
インフルエンザ予防接種費用助成事業	インフルエンザの予防接種について自己負担費用の助成を行っています。	定期 390 人 定期外 459 人

また、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止し、健康の回復を図るため、次頁のような環境保健事業を実施しました。

環境保健事業

事業の種類	概 要	令和5年度実績
健康相談事業	気管支ぜん息などに関する相談・指導を保健センターで実施しています。	631回 12,200人
健康診査事業	幼児（1歳6か月児及び3歳児）健康診査に併設し、事前送付する質問票と診査の結果、必要のある者に事後指導を行っています。	846回 32,810人
健康回復事業	気管支ぜん息の療養上有効な訓練などを行っています。	
おやこぜん息教室	おやこぜん息教室	57組
	おやこ音楽教室	8組
	おやこサッカー教室	14組
ぜん息いろは教室	ぜん息児水泳教室	59人
	小学生ぜん息教室	32組
	ぜん息児音楽教室	夏季 8人 冬季 6人
	デイキャンプ	14人
ぜん息児スケート教室	小学生を対象に、スケート指導員による指導などを実施しています。	21人
成人ぜん息教室	成人（18歳以上）を対象に、気管支ぜん息等に関する各種の療養指導などを実施しています。	49人
自立支援型 ネブライザー貸与事業	15歳未満の気管支ぜん息児を対象にネブライザー（吸入器）を貸与し、貸出時における指導や貸与期間中の個別相談などを実施しています。	貸与台数 67台
思春期ぜん息予防事業	小学校高学年及び中高生を対象に、ぜん息予防サッカー教室を実施し、自己管理方法や運動誘発性ぜん息の予防法などを習得するための相談・指導を行っています。	5人
知識普及事業	気管支ぜん息の予防・健康回復のため、講演会の開催、各種パンフレットによる普及啓発を行っています。	
市民向けぜん息講演会	市民等を対象とした気管支ぜん息の予防、健康回復のための講演会を開催しています。	180人
教職員向けぜん息講演会	教職員を対象とした気管支ぜん息児の日常生活の管理や指導等のための専門医等の講演会を開催しています。（オンライン形式）	71人

ウ 石綿による健康被害者の救済

石綿に関する健康相談及び石綿健康被害救済制度の申請受付などを行いました。

6 その他の対策

(1) 公害に関する苦情処理

本市では、公害に関する苦情処理は、原則として市内4か所の保健福祉センターに設けられた公害対策室^{*}が行い、迅速かつきめ細かな相談・指導に努めています。

令和5年度に申し立てのあった公害に関する苦情の種類ごとの総数は1,792件であり、令和4年度の1,829件から減少しています。対象となった工場等の数は1,319であり、令和4年度の1,353から減少しています。

公害の種類別にみると、騒音(789件)、大気汚染(347件)、悪臭(334件)の順で多くなっています。

※令和6年度からは「公害対策課」で実施。

(2) 公害防止管理者等

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律では、特定工場に対し、その規模等に応じて資格を有する公害防止統括者、公害防止主任管理者及び公害防止管理者を選任し、届け出ることを義務付けています。また、県民の生活環境の保全等に関する条例では、特定工場等(法対象のものを除く)に対し、同条例で定める資格を有する公害防止担当者を選任し届け出ることを義務付けています。

公害防止管理者等や公害防止担当者が選任・届出されていない工場等に対しては、保健福祉センターの公害対策室^{*}が指導を行いました。

※令和6年度からは「公害対策課」で実施。

(3) 酸性雨調査

酸性雨の状況を継続的に把握するため、市内1地点において降雨中のpH、各種イオン濃度等を調査しました。

令和5年度の測定結果の年平均値は、南区(環境科学調査センター)でpH5.18でした。